

CABの認定と指名 ー

日本 ・ EU ・ USA

MRA研修会
2015年3月4日

ラモナ・サー
プログラム・マネジャー
NIST

内容

- NISTとMRAの紹介
- 日本: 米国登録認証機関(RCB)の認定と指定
- ヨーロッパ: 米国通知機関(NB)の認定と通知
- 米国: 電気通信認証機関(TCB) — FCC規則2.948試験機関リストの段階的廃止

NIST

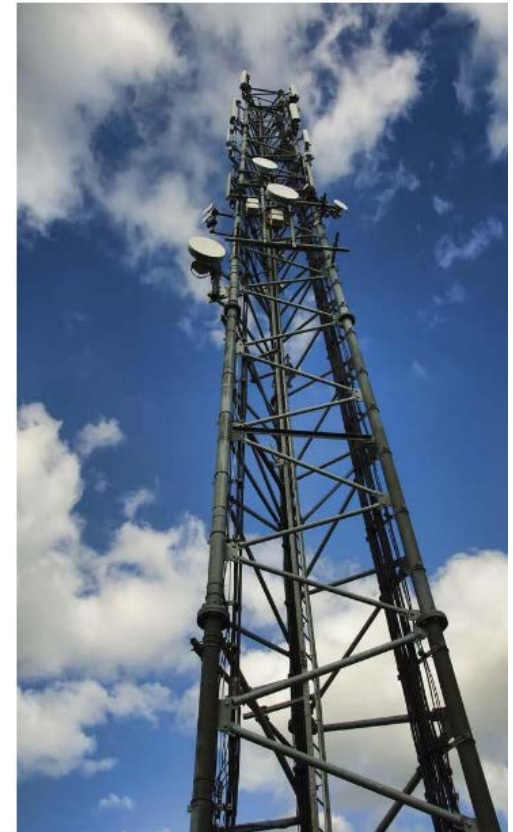


- 米商務省の一部門
- 測定に関する科学、標準および技術の向上を図る
- 技術革新と産業競争力強化を促進する
- 研究と産業支援プログラムをサポートする



NIST

- 電気通信MRAに関する指定当局
 - MRAパートナーに対して米国CABを指定する
 - 米国内の公認CABを監督する
 - 米国内CABとMRAパートナー間のコミュニケーションを促進する
- 連邦通信委員会(FCC)を支援する
 - FCCに対して米国内TCBを指定する



日本と米国



MRAと取決め

認証機関－RCB

○ 日米MRAの対象

- A1/A2 : 端末機器
- B1/B2/B3: 無線機器
- CABがRCBになるには、1つの範囲(例えばB1)に含まれる全クラスの機器を認証する能力がなければならない

試験機関

○ 米国日本間で別途行われた公文交換、いわゆるEMCに関する取決めの対象

- ITEに起因するEMI
- VCCIはVCCI会員である在米の認定取得試験機関が発行する試験報告書を受入れ、同試験機関の試験施設をVCCIに登録している

日米MRAのタイムライン

これまでの動きと現状

2007年2月 — 日米MRA調印

2010年11月 — NISTが米国CB申請の受理を開始

2011年3月 — MICが米国RCB 2社を初めて公認

現在 — MIC公認の米国RCBは5社

American Certification Body, Inc. (ACB, Inc.)

Bay Area Compliance Laboratories, Corp.

(BACL) MiCOM Labs

SIEMIC, Inc.

ULCCS

RCB－NISTによる指定の基準

- NISTの指定基準
 - 公表文書：*Criteria for Designation of U.S. Conformity Assessment Bodies under the U.S.-Japan Mutual Recognition Agreement* –Oct. 1 2012 (V2)
- 内容
 - MRAの範囲
 - 適用となる法令
 - MICにより通知された試験方法
 - 米国CAB指定のための要件
 - 申請チェックリスト
 - 宣誓供述書に関する情報の抜粋
 - 電波法が規定する技術および教育水準要件の抜粋
 - その他の情報源

RCB — 認定要件

米国RCBは

- 日米MRAに規定する範囲の1つ以上についてISO/IECガイド65(2015年9月15日までにISO/IEC17065に移行)により認定を受けていると同時に以下でなければならない:
 - 日本の法令、技術関連規則ならびに管理要件に関する専門的知識を保有している
 - 要員の教育水準および経験に関する要件を満たしている
 - MICの要求事項にアクセスし英訳版を入手する能力があることを実証できる

RCB 一 試験施設および試験方法に関する要求事項

米国RCBは以下を満足させなければならない:

- 次のいずれかについてISO/IEC17025認定試験施設を所有していること
 - MIC規定にある試験方法で関連するもの
 - MIC規定の試験方法と同等またはそれを上回る試験方法
 - 同等性の確認手順
 - 同等性確認の記録を保持する
- 他の試験機関と契約を結ぶことに支障がないこと
- 他の試験機関からの試験データ受入れ手順を維持すること

RCB — 指定と公認のプロセス

- NISTは提出書類をすべて審査し以下を作成
 - 指定書
 - 任命書
 - 共同委員会決定書
- NISTがCABを指定 —すべての文書をMOFAおよびMICに送付
- MICがCABをRCBとして公認しNISTに通知
 - 官報に掲載
 - RCBナンバー付与
- NISTがRCB公認を確認
- NISTがエクセルのスプレッドシートで認証取得機器の定期報告を行う
- RCBは市場監視問題が発生すればすべて対処すること
- RCBは2年ごとに再評価を受ける

US-EU間のMRA



EUに対する米NBの現状

- 23の米CABがEMC指令(2001/108/EC)に基づくNBのステータスを有している
 - 同ステータスは2016年4月20日に失効
 - 改訂**EMC指令(2014/30/EU)**に基づきNBステータスの再取得が必要
 - 製造者がNBを利用するのは強制ではない
- R&TTE指令については18の米CABがNBステータスを有している
 - 同ステータスは2016年6月13日に失効
 - **新無線機器指令(2014/53/EU)**に基づきNBステータスの再取得が必要
 - 無線関連必須要件にハーモナイズドスタンダードが全面的に使用されていない場合、製造者にとってNBの利用は強制的となる

通知機関の役割

- モジュールBのもと、通知機関は
 - 製造者が提出する文書と裏付けとなる証拠を審査する
 - 製品の技術的デザインが関連法規制による要件を満たしていることを実証し証明する
- 通知機関はそれに引き続き
 - 評価報告書を作成し
 - EU方式による試験証明書を発行する

通知プロセスにおける主な変化

- NBとしての能力を示すためには、正式認定を受けるのが現在の好ましい方法
 - 米NBは自らのNB活動のために認定を受ける必要がある
- EA-2/7 通知を行うための認定に関するEA文書
- EUのブルーガイドはモジュールBに関する基本的規格は以下であると表明：
 - (認証機関)
 - (検査機関)

今後移行期間において予定されている措置

- NISTが再通知に関する要件を公表
 - 2015年4月15日までに実施予定
- 評価者が予備研修を終了
 - 2015年6月1日までに終了予定
- 認定機関がNBの評価を開始
 - 2015年6月開始—続行
- NBがNISTに再通知を申請
 - 2016年1月/2月までに
- NISTがFCCに対しNBを電子的に通知
 - 2016年3月までに(EMC)、同4月までに(RED)
- 欧州委員会がNBリストを発表
 - 2016年4月20日までに(EMC)、同6月13日までに(RED)

FCC — 2.948試験所リストの段階的廃止



FCCのレポート&オーダー14-208

- 2014年12月30日発表
- FCCの無線(RF)機器認可に関する改訂
- すべての変更について文書の詳細を再検討
- 本プレゼンテーションで取り上げる具体的なトピック
 - TCBによる試験データ受入れ

TCBによる試験データ受入れに関する現行規則

パート15および18の対象である
認証機器

認証対象となる他の
すべての機器

「認定済みかつFCC公認」試験機関

これらはFCC公認の認定機関が認定した
試験機関(1)

- 国内AB — FCCにより評価
- 他国のAB — 米国との間で電気通
信MRAが締結されている場合のみ

適格な試験機関

TCBがデータの品質に責任を負う

「2.948リスト」試験機関

- 測定施設がFCCに登録されている

TCBによる試験データ受入れに関する将来の規則

認証対象となるあらゆる機器

「認定済みかつFCC公認」試験機関
これらはFCC公認の認定機関が認定
した試験機関

国内AB — FCCにより評価

他国のAB — 米国との間で電気通
信MRAが締結されているまたは他の
取り決めがある国におけるAB

~~適格な試験機関~~

~~TCBがデータの品質に責任を負う~~

~~「2.948リスト」試験機関~~

~~測定施設がFCCに登録されている~~

2.948リスト試験機関のための移行期間

- FCCは[規則発効日]をもって、セクション2.948のもとでの試験施設リスト掲載申請受付を終了する*
- セクション2.948のもとリストに現在掲載中の試験機関については、彼ら自身の掲載失効日か[規則発効日の1年後]のいずれか早いほうの時点まで掲載が継続する*
- [規則発効日の1年後]より前に掲載失効日が到来する試験機関は、当該失効日を[規則発効日の1年後]まで延長するようFCCに要請できる
 - 規則発効日の1年後まで2.948リスト掲載が継続した試験機関は、認証申請の付けとなる試験データをさらに3ヶ月間こわたり提出することが許される
 - 試験はすべて規則発効日の1年後までに完了されなければならない

***規則発効日は米国連邦官報上で公表後30日後となる**

ステークホルダーへの影響

- 今後試験データの受け入れをTCBに要望する2.948リスト掲載試験機関は、認定を受け、FCCに公認される必要がある
 - 現在FCCは電気通信MRA相手国以外の国(例えば中国)のABIによる認定は認めていない点に留意すること
- 今後製造者は、あらゆる機器類に関して対TCB認証申請前の試験をすべて「認定済みかつFCC公認」の試験機関に依頼しなければならない
- TCBは今後「認定済みかつFCC公認」試験機関の試験データのみを受入れなければならない
- 「認定済みかつFCC公認」試験機関は、適用機器類の試験を含めるよう自身の認定範囲を拡張することを検討すべきである(FCCが試験会社の範囲を設定した後)

ご質問は？

有難うございました。

連絡先

Ramona J. Saar
N 1ST, Program Manager
Ramona.saar@nist.bov

MRAに関する質問

ご要望は下記までご送付ください。

mra@nist.gov